

長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金 申請要領

1 趣旨

本事業では、原油価格・物価高騰などの影響を受けている県内中小企業者等が、経営改善に向けて省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）を導入するための費用について、予算の定めるところにより、長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）その他の法令等の定めによるほか、長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金実施要綱及びこの要領の定めるところによります。

2 補助対象者

以下のすべての項目に該当する中小企業者等※のうち、別表1に掲げる業種を営む者
（※中小企業者等の定義については、（参考1）のとおり）

- ① 県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること
- ② 補助金の交付申請日時点において、創業後1年を経過していること
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でない者
- ④ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表一に規定する公共法人でないこと
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと
- ⑥ 次のいずれにも該当しない者（みなし大企業でない者）

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

- ⑦ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること
- ⑧ 長崎県省エネルギー等設備導入経営改善支援事業費補助金又は省エネルギー等設備導入緊急支援事業費補助金（総称して「長崎県省エネルギー等設備導入補助金」といいます。）の交付を受けていない又は受ける予定がないこと

別表1 対象業種（第3条関係）

大分類	中分類	小分類	業種
E	-	-	製造業
G	-	-	情報通信業
I	-	-	卸売業、小売業
L	74	743、744	機械設計業、商品・非破壊検査業
M	76、77	-	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
N	-	-	生活関連サービス業、娯楽業
O	82	823、824	学習塾、教養・技能教授業
R	88～92	-	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業（別掲を除く。）、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業

分類等は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）による。

3 補助率等

- 補助率：補助対象経費の3分の2以内
- 補助額：20万円（下限）～50万円（上限）
- 申請回数：1事業者につき1回限り

※消費税相当額や既存設備の撤去費用等は補助対象外となります。

4 対象経費及び対象設備

(1) 対象経費

燃料の使用量削減等に資する省エネ設備の導入に要する次の経費です。

費目	内容	補助率	補助金額の範囲
設備費	補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な機械装置等の購入に要する経費	2/3 以内	50万円以内 (下限は20万円)
設計費	補助事業の実施に必要な設計費等		
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費 (設備の運搬に必要な経費を含む)		

注) 消費税及び地方消費税額や、既存設備の撤去・処分に要する経費は対象外

【留意事項】

- 令和4年11月18日以降に着手（契約・発注）した省エネ設備の導入に必要な経費で、令和4年11月18日から令和5年2月10日までに支払行為が完了したものが対象となります。
- 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合は、(3)の方法により利益等を控除する必要があります。

- 同一の対象設備、経費等について、国、県及び市町が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けることはできません。
- 「長崎県省エネルギー等設備導入補助金」の交付を受けた又は受ける予定の方は、本補助金の交付対象となりません。
- このほか、対象とならない経費についてはP14（参考2）を、対象とならない事例についてはP15（参考3）を**必ず**ご参照ください。

（2）対象設備

以下のユーティリティ設備が対象となります。

ユーティリティ設備とは、事務所等を稼働させるために必要な電気、燃料、ガスなどを供給する以下の設備をいいます。

設備区分	種別
高効率空調	電気式パッケージエアコン(業務用エアコン) ※
	ガスヒートポンプエアコン
	チリングユニット
	吸収式冷凍機
	ターボ冷凍機
業務用給湯器	業務用ヒートポンプ給湯器
	潜熱回収型給湯器（ガス・石油）
高性能ボイラ	蒸気ボイラ
	温水ボイラ
高効率コージェネレーション	高効率コージェネレーション
変圧器	油入変圧器
	モールド変圧器
冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫
	電気冷凍庫
	冷凍機内蔵形ショーケース
	コンデンスユニット
	冷凍冷蔵ユニット
産業用モータ	産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機
調光制御設備	無線式調光制御設備
	有線式調光制御設備
	人感・明るさセンサ付調光制御設備

※業務用エアコンについては、主に業務で使用されるエアコンであれば、一般家庭用に製造されたエアコンも対象となります。

(3) 利益等排除について

1 利益等排除の対象となる調達先

以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、(2)及び(3)が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。

5 申請受付期間

令和4年11月18日(金)から令和5年2月10日(金)まで(当日消印有効)

※予算額に達した場合は、申請受付を早期終了することがあります。

6 申請方法

(1) 申請書類の入手先

長崎県庁ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/chushokigyoshien-kinyu/minisyoenesetsubi/>



長崎県 小規模 検索 🔍

(2) 提出先 ※郵送のみ、持参不可

〒850-8799

長崎中央郵便局 私書箱第136号

長崎県小規模省エネ設備導入補助金申請受付センター 宛

※簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。(裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入してください)

※郵便料金は申請者負担となります。

(3) 提出書類 ※以下のⅠ、Ⅱをそれぞれひとまとめにして一緒に提出してください。書類の内容の詳細は「7. 申請・支給の流れ」をよくご確認ください。

Ⅰ. 交付申請に係る必要書類

- ① 申請チェックリスト
- ② 補助金交付申請書(様式第1号)
- ③ 誓約書(様式第2号)
- ④ 県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類
- ⑤ 法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書(個人:納税証明書「その3の2」、法人:納税証明書「その3の3」)の写し又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類
- ⑥ 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書等
- ⑦ 補助事業に係る見積書の写し(※内訳がわかるもの)
- ⑧ 導入する省エネ設備の性能等を証明する資料(以下のいずれか)
 - ・ 「令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業(経済産業省資源エネルギー庁)」の(C)指定設備導入事業に登録されている設備の型番については、補助対象設備一覧の該当型番が掲載されたページの写し ※推奨
 - ・ 導入する省エネ設備の性能等が把握できる製品カタログやメーカー発行の仕様書等
- ⑨ **施工前**の状況がわかる写真及び配置図等(設置場所の特定ができるもの)
- ⑩ 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し、申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類(運転免許証又はマイナンバーカード等)の写し

Ⅱ. 実績報告及び交付請求に係る必要書類

- ⑪ 実績報告書及び交付請求書(様式第3号)
- ⑫ 補助事業に係る以下の証拠帳票類の写し(全て必要です)
 - ・ 契約書又は発注書等
 - ・ 納品書又は工事完了報告書等

- 請求書
- 領収証
- ⑬ **施工後**の状況がわかる写真及び配置図等（設置場所、設置状況の特定ができるもの、導入設備の型番等がわかるもの）
- ⑭ 振込口座の通帳の写し（表紙及び1・2ページの見開き）

7 申請・支給の流れ

<p>(1-1)「申請チェックリスト」と、「交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添付して提出</p> <p>(1-2)「実績報告書及び交付請求書（様式第3号）」に必要書類を添付して提出</p> <p>➤ (1-1)と(1-2)は、それぞれの書類をまとめて、一緒に簡易書留やレターパックで郵送してください。</p>	申請者	R5.2.10(金)までに提出
<p>(2)「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第4号）」の送付</p> <p>➤ 補助事業の内容が趣旨に合致しているか、書類に不備がないか、申請者は対象事業者の要件を満たしているか、導入設備は対象設備として認められるか等を審査</p> <p>※不交付の場合は、不交付決定通知書を発送</p>	県	申請書類に不備等がなければ、(1-1)(1-2)の受理後、1～2ヵ月
<p>(3)補助金の支払い</p> <p>➤ 「実績報告書及び交付請求書（様式第3号）」に記載の口座に、県が確定した交付額を振込み</p> <p>※税込みで申請されていた場合や対象外経費を含んで交付申請されていた場合等は、申請額と交付決定額が異なる場合があります。</p>	県	(2)の送付後、3週間程度

(1-1)「申請チェックリスト」と「交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添付して提出

- ① 申請チェックリスト
 - 申請者は、必ず本人欄にチェックを行い、書類の提出漏れがないようにしてください。
- ② 補助金交付申請書（様式第1号）
 - 申請者欄は、以下を記入してください。
 - ・法人の場合：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）記載の住所
 - ・個人事業主の場合：住民票記載の住所（店舗等の住所ではないため注意！）
 - 交付申請金額は、20万円以上50万円以下の金額（千円未満切捨て）となります。
 - 日本標準産業分類における「中分類」「業種名」は、総務省ホームページ(以下)から、該当するものを記入してください。（複数の業種を営む申請者は、導入設備を使用する業種を記入してください。）

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html



- 事業計画書は、記載例を参考に記入してください。事業計画書のうち、特に収支予算書については、金額に誤りがないよう、よくご確認のうえ記入してください。

③ 誓約書（様式第2号）

- 誓約内容をよく読み、チェック漏れがないか確認してください。

④ 県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類

- 納税証明書（未納がない証明）は、各振興局税務部（税務課）で交付しています。
- 申請日より前3ヵ月以降に発行された証明書が必要です。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/zeikin/nouzeishoumei/>



⑤ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書（個人：納税証明書「その3の2」、法人：納税証明書「その3の3」）の写し又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類

- 申請日より前3ヵ月以降に発行された証明書が必要です。

（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



⑥ 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の写し

- 貸借対照表及び損益計算書を作成していない場合は、直近の確定申告書第一表の写しの提出が必要です。

⑦ 補助事業に係る見積書の写し

- 見積書は、文書にて必ず徴収してください。
- 1件100万円以上（税抜）の支払いを要するものについては、2者以上の見積合わせを実施の上、全ての見積書を提出してください。ただし、取扱代理店に限られる場合など調達先が1者に限定される場合は、別途理由書（様式任意）を提出してください（理由が不十分と判断された場合は対象となりません。）
- 「設備購入費（設備本体額）」、「設計費」、「工事費」などの内訳がわかるように記載されている必要があります。あわせて、設備については、メーカー名、型番、数量等が記載されている必要があります。
- 見積書は、発注時点で有効なものである必要があります。
- 値引き後の金額（内訳含む）で作成されている必要があります。合計額からの値引き（出精値引き、端数値引きなど）の項目を計上しないよう見積依頼してください。

⑧ 導入した省エネ設備（ユーティリティ設備）の性能等を証明する資料（以下のいずれか）

- A. 「令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業（経済産業省資源エネルギー庁）」の（C）指定設備導入事業に登録されている型番の設備は、設備の登録型番が記載されたWebページを印刷したものを資料とすることができます。※推奨

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

『(C)指定設備導入事業』 補助対象設備一覧

(一社)環境共創イニシアチブ (SII) のウェブサイト

<https://sii.or.jp/cutback04/search/>



《手順》

- [1] 設備の型番が記載されているカタログや見積書を手元に準備します。
 - [2] 「令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金『(C)指定設備導入事業』 補助対象設備一覧」のWebページにアクセスします。
 - [3] 「条件を指定して検索する」をクリックして、ユーティリティ設備の「設備区分」を選択したうえで、「型番」欄に[1]に記載されている型番を入力してください。
 - [4] 検索結果に該当設備が表示されていることを確認し、印刷してください。
- ※メーカー名で検索した場合は、登録されている設備が羅列されますので、導入した設備の型番が掲載されているページを印刷してください。

《検索画面》

《申請書添付資料》



必ずユーティリティ設備の「設備区分」を選択したうえで、その下の「メーカー名」「型番」などを入力してください。

B. A以外の資料（「令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業（経済産業省資源エネルギー庁）」の(C)指定設備導入事業において型番登録されていない設備）については、次のいずれかの資料を提出してください。

(ア) 販売開始時期10年以内で、生産効率、エネルギー効率、精度等が、更新する設備の旧モデル又は更新前の設備と比較して向上していることがわかる資料

(イ) 業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫など、省エネ法（注）に基づくトップランナー基準を達成していることがわかる資料

（注）省エネ法：エネルギーの使用の合理化に関する法律

(ウ) 令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定
設備導入事業における、省エネルギー量計算の手引き(ユーティリティ
設備)等を行う方法により作成した資料
<https://sii.or.jp/cutback04/overview.html>



⑨ **施工前**の状況がわかる写真及び配置図等

- 設置箇所の写真と配置図を添付してください。
- 設備が設置してあったことがわかるように、既存設備の全体が写るよう撮影してください。(新設・増設の場合は、新設・増設前の状況がわかるように。)
- 写真は、撮影位置を判別するための目印となるような周囲の建築物、柱、設備等を1枚の写真の中に写しこむようにしてください。
- 配置図は位置関係が特定できれば、簡易なもので構いません

(参考) 施工前の状況がわかる写真、配置図 (施工後も同様)

全体写真

写真①
設置場所の目印となるものを入れてください。

写真②
設置場所の目印となるものを入れてください。

旧設備図面

撮影した設備の写真と図面を一致・対応させてください。

※図面はイメージです

左記参考図は、「R4 先進的省エネルギー投資促進事業費補助金(「経済産業省資源エネルギー庁」)交付申請の手引きより引用したものです。
施工前・施工後の写真は、補助事業により事業所等に省エネ設備が間違いなく設置されたことを証明する書類として必要ですので、写真の撮り方、配置図の書き方の参考としてください。(人物が入り込む必要はありません。)

※全体写真のほか、導入設備の型番がわかる写真も提出してください。

⑩ 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し、申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類(運転免許証又はマイナンバーカード等)の写し

- 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)は、令和4年4月1日以降に発行されたもので、申請時の代表者氏名が記載されている必要があります。
- 「運転免許証」の場合は、表と裏の面両をコピーしてください。裏面の臓器提供意思表示欄は、黒塗り等により確認できないようにして添付してください。
- 「マイナンバーカード」の場合は、表面のみコピーし「臓器提供意思表示欄」の部分を黒塗り等により確認できないようにして添付してください。「マイナンバー(個人番号)」の記載がある裏面は添付しないでください。

- 氏名・生年月日・住所等、本人確認に必要な情報や、書類の真贋判定に関わる部分は隠さないようご注意ください。

(1-2) 「実績報告書及び交付請求書(様式第3号)」を提出

⑪ 実績報告書及び交付請求書(様式第3号)

- 交付請求額は、交付申請金額と同額です。

⑫ 補助事業に係る以下の証拠帳票類の写し(以下の全てが必要)

⑫-1. 契約書又は発注書等

補助事業の事業実施期間内の発注であることを確認するため、発注日が確認できる契約書又は発注書等の書類が必要です。なお、1件100万円以上(税抜)の契約については、**必ず**契約書を作成・提出してください。

⑫-2. 納品書又は工事完了報告書等

設備を納品した日付で発行を依頼してください。また、納品物が発注した内容と適合しているかどうか必ず確認してください。

⑫-3. 請求書

必ず発行を受けてください。

⑫-4. 領収証

必ず発行を受けてください。

※領収書の留意事項

- ・領収日が記載されていること
- ・法人の場合は宛名が法人名であること
- ・金額の内訳が明記されていること(金額の内訳が明記されていない場合、請求書、納品書の写しなどで内訳が明記されている必要があります。)

⑬ 施工後の状況がわかる写真及び配置図等

- 設置箇所の写真と配置図を添付してください
- 「⑨ 施工前の状況がわかる写真」と対比でき、設備を実際に使用していることが分かるように設置されている状態のもの
- 上記のほか、導入設備の型番等がわかるように撮影したもの
- 配置図は位置関係が特定できれば、簡易なもので構いません

⑭ 振込口座の通帳の写し(表紙及び1・2ページの見開き)

- 表紙及び口座名義が印字されているページ(1・2ページ見開き)

(2)「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第4号）」の送付

- 「交付申請書」「実績報告書及び交付請求書」と各添付書類の内容審査を行った後、内容が適当と認められた場合、県から「交付決定通知書及び交付額確定通知書」を送付します。（個人事業主の場合、住民票上の住所へ送付します。）
- 申請内容を審査した結果、補助金を交付できない場合は不交付決定通知書を送付します。

(3) 補助金の支払い

- 県は、(2)の「交付決定通知書及び交付額確定通知書」の送付後、3週間程度で「実績報告書及び交付請求書」に記載された口座に補助金を振り込みます。

8 その他

- 補助金交付の目的にしたがって、誠実に補助事業を行ってください。
- 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- 同一法人・同一個人事業主が複数の交付申請を行うことはできません。
- 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- 本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 財産の管理及び処分については、以下に記載のとおり適切に行ってください。
 - 補助事業対象者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければなりません。
 - 施工において50万円（税抜き）以上の工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当する場合、事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間）において処分（補助事業目的以外での使用、貸付、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。
 - 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず長崎県知事へ申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。また、承認の条件として、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を返納いただくことがあります。
- 翌年度以降も、必要に応じて現地調査や電話、メール等による聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保管してください。

9 お問い合わせ先

長崎県小規模省エネ設備導入補助金申請受付センター

電話番号：050-5530-5794

受付時間：9：00～17：00（平日のみ）

(参考 1) 中小企業者等

<p>中小企業者等</p> <p>中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項※1※2に規定する中小企業者、中小企業団体※3 及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体をいう。</p>

<※ 1> 中小企業者（中小企業支援法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす会社又は個人)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

<※ 2> 政令で定める業種（中小企業支援法第 2 条第 1 項第 3 号）

	業種	資本金の額 または出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下

<※ 3> 中小企業団体（中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号）

事業協同組合、商工組合、協業組合 等

※社団法人、財団法人などは、上記「中小企業者」には含まれませんが、対象業種の事業を営み、かつ、対象設備を導入する場合は、補助対象となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

(参考2) 対象とならない経費

- 消費税及び地方消費税相当額
- 補助金応募書類、実績報告書の作成・送付・手続きに要する費用
- 設備等の購入先が申請者の親会社、子会社、関連会社その他実質的に同一の経営体とみなされる事業者を支払われる経費
- 産業廃棄物処理費用
- 保険料、延長修理保証料
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 見積書（明細）、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの
- 中古品、リース・レンタル品
- 用地または建物の取得または賃貸に要する経費
- 住居と共用する設備
- 設備にかかる予備用消耗品
- 材料、商品の保存・保管以外の用途の冷蔵冷凍庫（従業員用途など）
- 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処置費等
- 人件費、不動産の購入費、事務所や店舗にかかる家賃、駐車場料金、保証金、敷金、移転経費、新規開店に要する経費 等
- 光熱水費、通信費、雑誌や新聞の購読料、機器のリース等のランニングコスト
- 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイントでの支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- 貸付金、損失補償、キャンセル料、租税公課
- 対象外経費が含まれている工事費
- 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- 明らかに補助事業に必要なない工事、工事に伴う備品購入費
- 補助事業の目的以外で使用するもの
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

(参考3) 補助対象とならない事例

1. 申請者が「中小企業者等」に該当しない事例

<対象外事例1>

中小企業支援法に規定する中小企業者、中小企業団体に該当しない団体からの申請

農協や漁協などの団体は、上記「中小企業者」「中小企業団体」に該当しないため、補助対象者とはなりません。

また、学会、自治会、町内会、サークルなど、名称の如何を問わず、法人格のない団体についても、補助対象外となります。

2. 申請者が創業後1年を経過していないことから該当しない事例

<対象外事例2>

申請時点において、創業後1年を経過していない事業者からの申請

創業後1年を経過していない事業者は補助対象者とはなりません。

3. 申請者が営む事業が補助対象業種ではない事例

<対象外事例3-①>

不動産業を営む事業者、士業事務所、経営コンサルタント業を営む事業者が当該事業に使用するための設備導入を申請する場合

申請要領P2「別表1 対象業種」に含まれないため、補助対象外となります。

<対象外事例3-②>

宿泊業と飲食店を営んでおり、宿泊スペースに省エネ設備導入を申請する場合

宿泊業と併せて飲食店を営む事業者において、宿泊業スペースへの設備導入は補助対象外となります。ただし、飲食店への設置は補助対象となる場合があります。

4. 導入する設備が、補助対象設備ではない事例

<対象外事例4-①>

従来型給湯器の設置

本補助金の対象設備となる「業務用給湯器」は、少ない電気エネルギーを使って、空気の熱をくみ上げ、大きな給湯エネルギーを得ることができるヒートポンプ給湯器や、一次交換機に加えて、二次熱交換器を設置して排気ガスから潜熱を回収することができる潜熱回収型給湯器です。

従来型の給湯器はエネルギーロスが大きく、国の『(C)指定設備導入事業』においても補助対象となっていないことから、本補助金においても対象とはなりません。

<対象外事例 4-②>

対象設備であるエアコンの設置とあわせて、エアコンの効きをよくするためのパーティション等を設置

事例の場合、エアコンの設置に不可欠な工事に要する費用が工事費として対象経費となります。パーティション等の設置費用については、エアコンの設置に必要不可欠とは認められないため、対象外となります。

<対象外事例 4-③>

事務所内の白熱電球又は蛍光灯を、LED電球又はLED照明に交換（光源のみの交換）

電球や蛍光管等の光源は消耗品であり、光源のみの交換は補助対象外です。調光機能を有した照明設備は「調光制御設備」として補助対象となりますので、対象となる照明設備と光源を同時に交換する場合は光源も対象となりえます。

<対象外事例 4-④>

製氷機の設置

製氷機は、ユーティリティ設備に含まれないため対象外となります。

なお、事業者が製造業関連の業種を営む場合で、かつ、当該事業で使用する場合にあっては、通常枠の省エネ補助金（上限 100 万円、申請期限：令和 4 年 11 月 30 日まで）において対象となる場合がありますので、詳しくは、（通常枠）省エネ補助金申請受付センター（TEL：050-5530-0930）にお尋ねください。

<対象外事例 4-⑤>

食洗器の設置

食洗器は、ユーティリティ設備に含まれないため補助対象外となります。

5. その他

<対象外事例 5-①>

令和 4 年 1 1 月 1 7 日までにすでに設備導入に着手している

令和 4 年 1 1 月 1 8 日以降に契約・発注した設備導入にかかる事業が対象となることから、令和 4 年 1 1 月 1 7 日までに着手（契約・発注）した事業は補助対象外となります。

<対象外事例5-②>

設備導入のための補助対象経費が30万円未満となる事業

本補助金は、補助要件として補助対象経費が30万円（補助率2/3、＝補助金額は20万円が下限）以上の設備導入事業を対象としていることから、補助対象経費が30万円未満の場合は補助対象外となります。

<対象外事例5-③>

設備の導入が工期の遅れなどの理由により、令和5年2月10日までに完了しない

本補助金は設備導入後、支払いが完了した上で、令和5年2月10日までに補助金申請書を郵送する必要があるため、対象外となります。受注業者に導入の日程等を十分に確認した上で事業を開始してください

※ 補助対象となるかどうかご不明の場合は、長崎県小規模省エネ設備導入補助金申請受付センター（TEL：050-5530-5794）へ、必ずお尋ねください。